

○たつの市建設工事最低制限価格制度取扱要領

平成19年3月27日

告示第17号

改正 平成20年3月26日告示第18号

平成21年3月30日告示第30号

平成22年3月19日告示第19号

平成24年3月26日告示第34号

平成26年3月26日告示第29号

平成29年3月27日告示第36号

平成30年3月26日告示第67号

令和2年3月25日告示第22号

令和5年1月17日告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事において、極端な低入札価格による受注を防止するため、たつの市契約規則（平成17年規則第40号）第18条第2項（同規則第22条において準用する場合を含む。）に基づき、最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度は、予定価格が130万円を超え1億5千万円未満の建設工事を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合には、最低制限価格制度の対象外とすることができる。

(最低制限価格の設定)

第3条 対象工事に係る最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を基準に適宜定めた額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。ただし、その額が、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下この項及び第2項において同じ。）の10分の9.2を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費相当額に100分の97を乗じて得た額

(2) 共通仮設費相当額に100分の90を乗じて得た額

(3) 現場管理費相当額に100分の90を乗じて得た額

(4) 一般管理費相当額に100分の68を乗じて得た額

2 前項の規定による算定が困難な場合の最低制限価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から予定価格に10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で適宜に定めることができる。

3 最低制限価格は、予定価格を記載した書面にこれを併記するものとする。

(補則)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日告示第18号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第30号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日告示第19号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日告示第34号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日告示第29号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日告示第36号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日告示第67号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日告示第22号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月17日告示第3号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。